

基本理念

文化の振興に当たって踏まえるべき基本的な考え方

- ①文化活動を行う者の自主性が尊重されるとともに、創造性が十分に発揮されるよう配慮すること
- ②県民が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備を図ること
- ③文化の継承および発展を担う人材が育つとともに、その地位の向上が図られるよう配慮すること
- ④多様な文化がすべての県民に大切にはぐくまれ、次の世代に継承されるよう配慮すること
- ⑤滋賀の文化の魅力が国内外に広まり、多様な文化との交流が盛んになるよう配慮すること

県民

民間団体

県

市町

県の責務

- ①基本理念にのっとり、文化振興施策を総合的に策定し、実施する。
- ②長期的かつ広域的な視点に立つとともに、広く県民の意見が反映されるよう配慮する。
- ③「民間団体等」、「市町」、「県外の地方公共団体や国」との連携などに努める。

基本的施策

- ①芸術活動の促進
- ②地域において継承されてきた文化的資産の保存および活用
- ③魅力ある風景の保全および継承
- ④文化活動の場の充実
- ⑤文化に関する情報の発信および取得
- ⑥文化に関する交流の促進
- ⑦産業の分野との連携
- ⑧高齢者、障害者等の文化活動の充実
- ⑨青少年の文化活動の充実
- ⑩学校教育における文化活動の充実
- ⑪文化の継承および発展を担う人材の育成

- 総合的かつ長期的な目標
- 文化振興施策の方向など

目標、方向等の
明確化

県民

意見

滋賀県文化振興基本方針

意見

滋賀県文化審議会
(学識経験者、県民等)

文化振興施策の
総合的な推進

魅力ある滋賀の文化

～心豊かで潤いのある県民生活および個性豊かで活力にあふれる地域社会の実現～

目的

文化振興施策の総合的な推進を図り、心豊かで潤いのある県民生活と、個性豊かで活力あふれる地域社会の実現を目指します。

基本理念

次の**5つの理念**をもとに、県民の皆さんとともに、**魅力ある滋賀の文化をはぐくみます。**

- 1 文化活動を行う方の自主性を尊重し、創造性が十分に発揮されるよう配慮します。
- 2 県民の皆さんが等しく文化活動を行うことができる環境の整備を図ります。
- 3 文化を継承し、発展させていく人材を育て、さらにその地位の向上が図られるよう配慮します。
- 4 歴史、風土等に培われてきた地域の特色ある文化、新たに創造される文化など、多様な文化がすべての県民の皆さんに大切にはぐくまれ、さらに次の世代に継承されるよう配慮します。
- 5 滋賀の文化の魅力が国内外に広まり、多様な文化との交流が盛んになるよう配慮します。

■ 県の責務

5つの基本理念のもと、長期的、広域的な視点から、県民の皆さんの意見をふまえた文化振興施策を総合的に策定し、実施します。

また、民間団体等や市町、県外の地方公共団体や国との連携に努めます。

■ 文化振興基本方針

文化の振興に関する総合的かつ長期的な目標や、文化振興施策の方向などを盛り込んだ「文化振興基本方針」を定めます。

■ 滋賀県文化審議会

「文化振興基本方針」など文化に関する事項を調査審議する「滋賀県文化審議会」を設置します。

基本的施策

① 芸術活動の促進

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術(映画、漫画、アニメーション等)などの芸術について、創造性豊かな活動を促進するため、これらの芸術の公演、展示等への支援などを行います。



② 地域において継承されてきた文化的資産の保存および活用

有形・無形の文化財や、衣食住・年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能など、地域において継承されてきた文化的資産の保存・活用を図るため、これらの文化的資産の調査や修復、公開等への支援などを行います。



③ 魅力ある風景の保全および継承

人々の生活とともに形成されてきた滋賀の魅力ある風景を保全し、次の世代へ引き継いでいくため、地域の風景を守り育てる活動への支援などを行います。



④ 文化活動の場の充実

文化ホールや美術館、博物館、図書館等の文化施設について、それぞれの特色を生かした事業などを行います。また、県民の皆さんの文化活動の場の充実を図るため、文化施設以外の場所の活用などを行います。

⑤ 文化に関する情報の発信および取得

県民の皆さんが文化に関する情報を効果的に発信し、また容易に取得できるよう、その環境整備などを行います。

⑥ 文化に関する交流の促進

県民の皆さんが広く国内外の人々と文化交流を図れるよう、機会の提供などを行います。



⑦ 産業の分野との連携

観光をはじめとする産業(農林水産業、工業、商業等)の分野の発展とともに文化の振興を図るため、これらの分野への文化的資産の活用などを行います。

⑧ 高齢者、障害者等の文化活動の充実

高齢者、障害者等の皆さんの文化活動の充実を図るため、その環境整備などを行います。



⑨ 青少年の文化活動の充実

子どもをはじめとする次代の社会を担う青少年の皆さんの文化活動の充実を図るため、青少年の皆さんを対象とした文化活動にかかる公演、展示などを行います。



⑩ 学校教育における文化活動の充実

学校教育における文化活動の充実を図るため、文化に関する体験学習などを行います。



⑪ 文化の継承および発展を担う人材の育成

文化に関する専門的な活動を行う方(芸術家、伝統芸能伝承者、専門技術者等)やその活動を支える方(ボランティア等)など、文化の継承や発展を担う人材の育成を図るため、これらの方が行う文化活動への支援、文化活動で顕著な成果を収めた方の顕彰などを行います。

Q&A『滋賀県文化振興条例』ってなあに？

Q1

この条例の ポイントは？

- ①誰もが誇りや愛着を持てる滋賀の実現を目指し、県民の皆さんとともに、魅力ある滋賀の文化を育むことを決意しました。
- ②県民の皆さんを含め、民間団体、市町、県などすべての主体が文化の振興に当たってふまえるべき基本的な考え方を決めました。
- ③条例に基づき、文化振興施策を総合的に実施することなど、県の責務が定められました。

Q2

この条例の主な 特徴は？

①「文化」の範囲を幅広く捉えています。

「文化」というといわゆる「芸術」「文化財」と思いがちですが、それだけではありません。

琵琶湖をはじめとする自然と共生してきた暮らしに関する文化や、人々の暮らしとともに形成されてきた田園、集落、山々などの風景の継承、また観光・産業・福祉・教育などとの連携なども「文化」の振興につながるものと考え、基本的施策として取り組んでいきます。

②「人材育成」を重視しています。

未来の滋賀を担う子どもたちをはじめとして、感性豊かな文化の担い手が育つ環境づくりを大きな柱としています。

Q3

今後、どうやって 施策を すすめていくの？

学識経験者や県民の方からなる『滋賀県文化審議会』において、幅広い観点から議論していただくとともに、市町や県民の皆さんの意見を取り入れながら、『滋賀県文化振興基本方針』を定めます。

この基本方針では、文化振興に関する総合的、長期的な目標や、文化振興施策の方向などを定め、この方針に基づいて着実に施策を推進していきます。

Q4

この条例が できたことによって どうなるの？

県民の皆さん一人ひとりが文化の担い手です。

県は、条例に基づき、県民の皆さんの文化活動を支え、県民の皆さんとともに文化を大切にする気運を盛り上げていきたいと考えています。

条例制定を契機に、ともに魅力ある滋賀の文化を育んでいきましょう。